

19世紀末の文部省廃止論

——天皇制教育体制確立—動揺期における試行錯誤——

久木 幸男*

Some Assertions on the Abolition of the Ministry
of Education at the Close of the 19th Century

Yukio HISAKI*

序

本稿は前稿「1890年前後における文部省廃止問題——天皇制教育体制確立過程における試行錯誤」(本紀要, 25集)に引きつづき, 19世紀末, 具体的には1892年(明治25)から98年(明治31)までに現われた文部省廃止論を, 当時の天皇制教育体制の在り方と関連づけて取りあつかう。92年は, 教育勅語発布(90年)を一画期とする天皇制教育体制の確立に極めて大きい役割を果たした「教育と宗教の衝突」第一次論争が始まった年である。いっぽう98年は, その動揺がほぼ決定的なものとなり再編の途が公然と模索されるに至ったことを示す「教育と宗教の衝突」第二次論争の前年に当たる¹⁾。それゆえ, 日清戦争を中にはさんで日本社会の資本主義化が進展したこの92~98年の7年間は, 本稿副題に示したように「天皇制教育体制の確立—動揺期」でもあったといえる。この過程における文部省廃止論が, どのような様相と意味をもつものであったかを明らかにすることが, 本稿の課題である。

この時期の文部省廃止論をごく大まかに眺めると, 民間では文部省廃止論・縮小論が相変わらず盛んに提起されているが, 権力中枢部ないし支配層上層から文部省廃止問題が出された形跡が, 少なくとも管見の範囲ではほとんど見出せないこと, 民間の廃省論の多くが, 文部省が犯した大小さまざまな失政・不正・失態や文部当局者の無能ぶりの暴露などを契機に現われていること, しかし94~95年の日清戦争期には廃省論の提起が全くなく, いわば中断期になっていることなどが, 表面に現われた現象として目立っている。1898年7月, 当時の「政権党」であった憲政党内で文部省廃止が論議されたほか政府部内あるいは政界上層部で廃省問題が取り上げられた形跡が見当たらないのは, 天皇制教育体制の推進に関して新たな期待が文部省に寄せられ始めたことや, 92年以前には廃省理由とされるこ

*教育学教室 (Dept. of Education)

との多かった政費節減問題をめぐる状況が、92年以降徐々に変わり始めたことと、恐らく無関係ではなかろうと思われる。これらの点については後にふれるが、状況の変化は、むしろ民間の廃省論・縮小論にも影響するところがあったと考えられる。とくに中断期の前(92~93年)と後(96~98年)とでは状況に相当の変化があり、前者は天皇制教育体制の確立期、後者はその動揺期に当る²⁾。それゆえ本稿では、まず92~93年に現われた廃省論について検討し、次いで96年以降のものに及びたいと思う。

注

- 1) この二つの論争については、拙著『日本教育論争史録』巻1(1980年)参照。
- 2) 動揺は98年をもって終るわけではなく、私見によれば1910年ごろまで続いたと考える。しかし20世紀初頭の天皇制教育体制動揺問題については(それと廃省論との関係を含め)、十分な見通しを目下のところもっていない。恐らく前稿、本稿とは別の観点を用意しなければならないであろう。

I

92年における文部省廃止論として注目をひくものに、同年末の第4議会での自由党代議士長谷川泰の質問演説「文部省化物屋敷論」があり、ほかに東京府立尋常中学校長勝浦鞠雄の所論があるが、それらの内容に立ち入る前に、廃省論にかかわる当時の政治状況を簡単に眺めておきたい。

前稿で取り上げた大成会の文部省廃止案(官制改革上奏案)を流産させたのは第2議会の解散であったが、その後の総選挙(92年2月)では官憲による大規模な選挙干渉が流血の惨事を各地で引き起こした。それゆえ選挙後の第3議会(92年5~6月)で政府・民党の激しい対立の焦点となったのはこの選挙干渉問題であり、ほかに海軍追加予算問題が新しい争点としてさらに加わった¹⁾。文部省廃止問題はこれらの争点から外れたものとして全く取り上げられていない。第3議会閉会後に発表された自由党の「政務調査ノ方針」にも、廃省論は含まれていない。この「方針」では「教育ハ自由制度ニ由ルベキ事」が主張されたが²⁾、いうところの「自由制度」とは文部省によるきびしい干渉の排除ではなく、「小学教育ヲ無料トシテ、自由ニ就学スル事ヲ得セシムルノ制度」を意味するにとどまった。わずかに「大学校ニハ相当ナル基本財産ヲ附与シテ之ヲ独立セシメ」という主張が文部省の権限縮小にかかわるのみであって、以後廃省論は自由党の政策主張から全く脱落することになる。第4議会直前の92年11月15日の自由党大会でも、総理板垣退助は「国是を立つるに就ては、国民の生活、国民の教育、外交、国防の四者を完全にせねばなりませぬ。此四者は縦令政党の争が如何に激くとも、内閣に如何なる変動あるも其方針は全然一定して、上皇室より下国民の安泰を図る様にせねばなりませぬ。此方針は社会問題にして、政党の外に置きたいと思ひます³⁾」と明言していた。従って長谷川泰の廃省論は、仮に党内に多数の同調者がいたにしても、彼の個人的意見として提起されたものであった。

長谷川が廃省論を「文部省化物屋敷論」という形で提起する引き金になったのは、同年11月に暴露された文部省の「教科書騒動」、具体的には辻新次文部次官と大日本図書会社の癒着問題および沢柳政太郎図書課長の修身教科書秘密漏洩事件である⁴⁾。長谷川はこの両事件に関して、「文部省ノ官吏ト書林ト結託シ行政処分ヲ不正ノ目的ニ供スルモ政府ハ

更ニ之ヲ顧ミス断然タル処分ヲナササルハ如何⁵⁾」という質問書を11月22日付で出すとともに、翌日の本会議で次のような質問演説を行なった。

○長谷川泰君（四十三番） 諸君、本員ハ昨日質問書ヲ提出シタノデアリマス、即チ教育事務ニ関係ヲ致シマシタル質問ヲ提出致シマシタノデアリマス……私ハ数箇条ノ質問ヲ致シマシタガ、第一ハ此文部省官吏ガ書肆ト結託シテ行政ノ事務ヲ不正ノ用ニ供スルハ如何デアルカト云フ質問デアリマス、諸君——、諸君ハ御承知アリマスル通り未ダほやへデアリマスガ即チ先月デアリマス、夫ノ文部省教科書検定一件ノ繼續デアリマス、諸君此教科書検定ナルモノハ如何ナル事柄デアリマセウカ、本員ヲシテ云ハシメタナラバ文部省ノ官吏ハ商人ト密通シテ行政処分ヲ取賄ニシタト言ツテ差支ナイ……一体此ノ如キ事ヲ致シマスノハ素ヨリ官吏ガスベキコトデナイコトハ申ス迄ナイ、本員ガ茲ニ一言呈シタイノハ、一体文部省ハ如何ナル省カト申シマス、是ハ嘗ニ教育ヲ掌ル本家本店ノミデハナイノデアリマス、明治二十三年十月三十日ノ詔ヲ奉ジテ所謂德育ノ本家本店デアリマス、其德育ノ本家本店タル文部省ノ官吏ガ教科書検定ノ処分ヲ行政上所分ヲ取賄ノ目的ニ供スルハ何事デアリマセウカ、我々ハ文部省ノ官吏ハ所謂違勅ノ罪人勅令違反ノ罪人ト断定スルニ憚ラヌノデアリマス、何ゼ我元勲内閣諸公ハ之ニ断然タル処分ヲ致サレヌノデアリマセウカ、前任文部次官正三位勲二等辻信次君前任文部図書課長秘書官沢柳政太郎君、是等ノ者ヲ放逐シタノミデハ行カヌ、何ゼ根底カラ違勅ノ罪人ヲ処分シナイノデアリマセウ、何ゼ德育ノ本家本店ニ於テ此ノ如ク行政処分ヲ取賄ノ目的ニ供スル違勅ノ罪人ヲ其儘ニシテ置クコトデアリマセウカ、是レ本員ガ元勲内閣諸公ニ問ハントスル第一デアリマス……諸君、凡ソ我日本政府各省実ニ驚入ツタル言語道断ノモノ、ミデアル、殊ニ甚シイ此化物屋敷ナル殆ド取賄、殆ドヂヤナイ絶対的行政ヲ取賄ノ目的ト遣ツテ居リマスル此化物屋敷ナル文部省ト薩摩海軍ガ最モ甚シイノデアアル、何故政府ハ斯ノ如キ化物屋敷ノ退治ヲシナイカ、我々ハ元勲諸公ニ望ム、夫ノ弄花事件ヲ退治セラレタ山県陸軍大将、ア、云フ御手際デ此文部省ニ往カレマシテ此化物屋敷ヲ退治サレルカ、然ラザレバ文部省ヲ全廃シテ内務省ノ一部トスルカ、政府ハ二途孰レヲ取ルカ、斯ノ如キ化物屋敷ヲ其儘置イテ我帝国議會ニ予算ノ協賛ヲ求メルト云フノハ実ニ驚入ツタ話デアアル、是レ本員ガ内閣諸公ニ向ツテ——、政府ニ向ツテ質問スル要点デアリマス⁶⁾

「悪口罵詈の極点⁷⁾」と評されたこの長谷川演説に対して文部大臣は一切答えず、代って久保田讓文部次官が抗議を試みるが、次のように議長に退けられた。久保田の拙劣な対応に対しては、当時文部省擁護派と見られていた雑誌も、「文部の威権に消長上、^(ママ) 豈必ずしも多少の影響なからずとせん⁸⁾」と嘆息している。

○文部次官（久保田讓君） 先刻長谷川君ハ文部省ノコトニ就イテ違勅ノ罪人ダトカ或ハ化物屋敷ダトカ云フ言葉ヲ用ヒラレマシタガ甚ダ失礼ノ言葉デアル

○議長（星亨君） 議長ハ無礼ノ言葉トハ認メナイ、最ウ一遍議場ニ出テ其事ヲ仰ツタラドウデス、サウシナイト速記録ヤ何カバ誠ニ困ル

（政府委員文部次官久保田讓君演壇ニ登ル）……

○政府委員（久保田讓君） 唯今長谷川君ノ発言中ニ文部ノ官吏ハ違勅ノ罪人ダト云

フコトヲ私ノ耳ニ這入リマシタ、尚ホ文部省ハ化物屋敷デアルト云フコトヲ申シマシタ、是ハ議院法ノ第九十二条ニアル無礼ノ語デアリマセヌカ如何デアリマスカト云フコトヲ議長ニ御問申シマス

○議長（星亨君） 議長ハ無礼ノ言葉トハ認メマセヌ、何故ト云ヘバ即チ一個ノ人ガ此ノ斯ウ云フモノデアラウト言ツテ自ラノ説ヲ吐クノデ断定ヲシタモノトハ認メナイ、サウスレバ是ハ無礼ノ言葉トハ認メナイ

○政府委員（久保田譲） 断定シタモノデハナイト云フ御認メデアリマスカ

○議長（星亨君） 左様、議長ハサウ認メテ居ル⁹⁾

その質問演説には答えなかった文部省も、長谷川の質問書にはむろん答えたが、それは「文部省ノ官吏ト書林ト結託シ行政処分ヲ不正ノ目的ニ供スルカ如キコト決シテナシ¹⁰⁾」と、長谷川の質問を全面的に、しかし抽象的に否認するものであった。「分かり切った質問に、分かり切った答弁¹¹⁾」と評されたが、辻・沢柳ともに辞職しているにもかかわらず、文部省としては他に答えようもなかったのであろう。しかし、不正や失態があっても、刑事事件にでもならない限りその事実の存在すら正式に認めず、政治的責任をとることを徹底的に回避する文部省の態度は、「今日一般の世論が……其の（長谷川の＝引用者注）文部に対する悪口罵詈を見て、却て心地よく思ふの情あるは、抑如何なる理由なるや。文部の官吏たる者、宜く深く反省せざるべからず¹²⁾」という主張に、根拠を与えるものでしかなかった。そしてこれ以降、文部省の不正や失態が問題になるたびに、文部省廃止論が提起されることになるのである。

しかし長谷川演説でとくに注目されるのは、文部省を「明治二十三年十月三十日ノ詔ヲ奉ジテ所謂徳育ノ本家本店」としていることではないかと思われる。文部省が、「徳育ノ本家本店」でありながら不正を働き不正に寛大であるという論法は、一面において文部省批判に鋭さを加えるものであるが、いわば両刃のやいばという性格をもつ。「明治二十三年十月三十日ノ詔」、つまり教育勅語を持ち出しての長谷川のこの言明は、教育勅語を指導理念とする天皇制教育体制の推進機関として文部省を認知することにほかならないからである。しかも長谷川演説の行われた92年12月には、類似の主張もすでに他にあったというものの、天皇制教育体制そのものがまだ確立途上にあり、文部省をその推進機関と見る認識は必ずしも一般化していない。後述の勝浦鞆雄の廃省意見でも、文部省を教育勅語と結びつける発想は見られない。『日本』新聞が文部省批判の記事や社説において、「天下道徳の源たる文部省」「文部は国俗を扶持すといふ大任を有す」と述べたのは¹³⁾、長谷川演説に先立ってそれと同巧の論法を採用したものであったが、当時このような主張はまだ少数にとどまった。

教育勅語の権威を人びとに周知させる結果を生んだのは——より正確にいえば教育勅語を権威あるものとして人びとが受け容れるようになったのは、「教育と宗教の衝突」第一次論争を通じてのことであるが、論争の発端となる井上哲次郎のキリスト教攻撃は、長谷川演説に僅かに先立つ92年11月に開始された。論争が本格化するのは翌93年1月以降である。井上がキリスト教攻撃の主な材料に用いたのは、92年に熊本県で頻発した諸事件——1月の熊本英学校事件、6月の八代南部高等小学校事件、7月の山鹿高等小学校事件など

である¹⁴⁾。これら諸事件では、教育勅語や「御真影」(天皇の写真)の權威や神聖性を前提にしてキリスト教徒への弾圧・非難が繰り返されたが、井上はそれらを取り上げることによって逆に教育勅語の權威を宣伝し、人びとにそれを印象づけることに努めた。井上に反論したキリスト教徒の多くも、キリスト教は教育勅語の趣旨に反しないという論法を採ったため、結局暗黙のうちに(あるいは公然と)教育勅語の權威を承認する結果に終わった。しかもこの論争は、その内容や経過が新聞・雑誌を通じて広く人びとに知られていったので、そのことをとおして、発布当時は一般に軽く見られていた¹⁵⁾教育勅語が人びとにとって重い存在感をもつものとなり、教育理念としての權威を獲得していくことになったと考えられる。

文部省は「小学校祝日大祭日儀式規程」(91年6月)や「小学校教則大綱」(同年11月)の制定を通じ、教育勅語の權威を高めて指導理念の位置に押し上げることに努めたが、それは教育法規の勅令主義慣行の形成とともに、いわば天皇制教育体制の外枠が築かれたことを意味するにすぎない。天皇制教育体制が紙上の規定の域をこえて体制として機能するためには、教育勅語の權威が人びとの心の中に根をおろすことが必要であり、「教育と宗教の衝突」第一次論争は、まさにこの必要を充たすものだったのである。長谷川の質問演説が、この必要を充たす上で積極的な役割を演じたとはもちろんいえないが、前述のように文部省が天皇制教育体制の推進機関であることを認めていたという点では、第一次論争の帰結と方向を異にするものではなかった。その上長谷川の廃省論は、文部省の肅正を求め、それが不可能なら文部省を廃止せよという、いわば条件付きの廃省論であり、その限り主張に徹底を欠くものがあつたことも否めない¹⁶⁾。「教育問題を政争の外におく」という当時の自由党の方針が、あるいはそこに影を落していたのかもしれない。

これに対して勝浦軼雄の廃省論は、いくつかの点で長谷川演説と異なっている。長谷川演説の二か月前に発表した論文で勝浦は、廃省の理由を文部省の不正や失態ではなく、一つには従来からの教育方針の動揺に、一つにはわが国教育の独自性に求めている。しかし教育勅語については一こともふれていない。そして廃省に伴う教育行政組織の再編成については次のように述べる。

我皇室は全国教育の淵源に位し玉ひ、至尊は教育の大教主に在すことは、我国建国以来の歴視的現象なることは、粗以前に陳するが如くなれば、今文部省に於て執る所の行政権は、唯法律執行の一機関たるに止め、公立学校職員の進退身分に関する事項、教員検定に関する事項、教育上必要なる図書編纂に関する事項、学位及び之に類する称号に関する事項、學術技芸の奨励に関する事項、学士会院及び學術会に関する事項等は、一切神聖なる皇帝陛下の親裁に帰し……特に望む所の者は、中央教育議会の設置なり……且各府県に地方教育議會を開き、地方教育施行の方法を論決せしめ、国会若くは府県会の外に独立して、其羈絆を受けず、學問と教育との根柢とならんことを要するなり。

今の文部省に属する事務を分割して、之を皇室に直轄すること斯の如くなれば、一省を設くるの必要なしとするか、之を内務省の一局とするも、固より妨なしと雖も、一省を廢して一局と為すと俱に、今より猶一層教育の位置を高うし、行政権を確實に施行して、解弛せざらんことを要す¹⁷⁾。

一見して前稿でふれた海江田信義「建言書」と基本的に類似していることが知られるが¹⁸⁾、教育の内的事項と外的事項とを一応区分して前者を天皇「親裁」、後者を「一局」の管掌としていること、91年4月の全国聯合教育会決議にみえる中央・地方の教育議会構想¹⁹⁾を採用していることなどは、海江田の主張と異なっている。教育勅語に全く言及がないのは、東京府立尋常中学校長という勝浦の地位から考えて奇異に感ぜられるかもしれないが、当時教育勅語がまだ重視されていなかったことを示す諸事例に、さらに新しい一例を加えるものとみる余地が十分にある。当時の勝浦の他の論考や発言に接していないので、教育勅語に対する彼の態度については断定を慎まねばならないが、教育勅語を指導理念とする教育体制とは別箇の体制が「皇帝陛下の親裁」の名で構想され、その一環として文部省廃止が主張されたとみてよい可能性は、相当に大きいといえるのではないだろうか。

93年に入ると、教育勅語の権威が徐々に国民の間に滲透していくことになるが、いっぽう「此頃世間の教育者は今の当局者に限らず今後長く文部省に対しては信用を置くべからずとて大に嘆息し居るもの少からず²⁰⁾」と伝えられるように、文部省への不信感も根深いものがあり、教育行政機関の大改革を望む声も高かったようである。『教育時論』が「如何ニ教育ノ行政機関ヲ改造スベキカ」をテーマとする論文を懸賞募集したのは、この声に応えようとしたものであろう。当時の『教育時論』が廃省反対説を採っていたことを反映して²¹⁾、93年4～5月に発表された当選論文（3篇）には廃省論を述べたものはなく、教育行政の天皇直属にも3篇中2篇が明確に反対（他の1篇はこのことに言及していない）している²²⁾。このほか93年4月には、岩下方平も天皇直属反対説を表明した。

文部当局者を以て、教育の主脳となすの弊は、未だ嘗て漂揺定操なきの学政を見るに至らずんば非ず、人其の此の如きを見るや、即ち説をなすものあり、云く宜く文部省は之れを帝室に直隸せしめ、其の大臣は政界の風濤以外に立ちて、以て軽々しく動揺することなきを期すべしと、この説や、俗耳に入り易きの最たるもの、然れども、決して漫りに許すべきの説には非るなり、

夫の文部大臣たるものは、もと学政を司るの官にして、教育方針を授くるの人には非るなり……文部大臣を以て過重視し、誠に其の任務のあるところを誤解するものゝ多きは、豈嘆ずべきに非ずや、

然れども予は文部大臣の職任を軽んずるものに非ず、教育の方針は、世界通有の大義により、其国特別の歴史及び事情によりて、確然と一定すべきものありて、之れを指定するは其の国全体の任にして、大臣一己の私すべきものに非るなり、只其の国全体の意見を大成して、之を言語文章に現はし、秩然組織して範を天下後世に示すは、大有力者、大見識の事にして、この大有力者、大見識者は、或は朝に在るべく、或は野に出づべく、そは予め卜すること能はずと雖も、日本現今の気運は、最早其の人を促して、早く世に紹介せんとするものに似たり、この人一たび出で、其の方針を画示するに及ばず、文部当局者はこれを教育的国是として、之を実行規画するの計をなすべし、文部大臣の任はこの規画の末に在りて、かの方針の上には非るなり²³⁾、

岩下が教育の「方針を画示する」ことを期待した「大有力者」が誰を指すかは審かでな

いが、彼のいう「教育的国是」が教育勅語でないことは、全体の文脈から明らかであろう。教育勅語を指導理念とすることは、文部大臣に教育方針決定権を与えることとともに、この薩摩出身の保守派貴族院議員からも拒否されているのである。しかし同じく保守派と目される人物でも、杉浦重剛が同年11月廃省論を提起していたことは前稿でふれた。もっとも岩下の所論は、文部大臣の教育方針決定権否認を含む限り、文部省権限の縮小論という側面をもつものでもあった。

岩下と同じく文部大臣を問題にしなが、文部大臣に適任者が得られない故に文部省を廃止せよという意見が、93年早々に巖本善治から出されている。

今の如き文部省は当に廃すべき也。然れども、立国為政の上に於て、もし真^{まこと}とに其事を為し得可しとせば、文部大臣となる亦愉快の職分たる哉。

現在の大員中、実に文部大臣の職分を弁知し、其大使命を真とに実行するもの殆んど有ることなし。故の森有礼君、其の資格の一二を備えたりと雖ども、惜ひ哉、学浅く理想高からず、而も享年短くして、遂に輿望に応ずること能はざりき。

文部省廃す可らざるか、真に其大臣たるもの何処にありや。日本豈一人のギゾーあらずとせんや。

小学校の教師たゞ文部省を有がたがり、文部大臣を崇拜し、其の鼻息によりて、教授の声音を変ず。彼等が如何なる文部大臣に帰依するやを思ふて、惴れみに堪へず。遂に理想文部大臣の為に一言す²⁴⁾。

ただし巖本のいう「今の如き文部省」には、「理想文部大臣」の不在のほか、前述したところの92年の教科書をめぐる不正事件を起こした文部省という意味も含まれていたと思われるが、文部省の失態は、93年3月井上毅文相の登場以後にもみられた。文部省の失態あるいは失政として批判されたのは、同年10月末の官制改革の不徹底と、教師の言論封殺を意図した箝口訓令（明治26年文部省訓令11号）発布とである。第2次伊藤内閣の公約であった行政整理——官制改革は、多くの「行政改革」がそうであるように極めてお座なりのものであった²⁵⁾。とくに文部省に関しては『東京日日新聞』でさえもがその不徹底を批判し、このような不十分な改革を行なうくらいなら、むしろ「全省の事務を挙げ内務の一局に管営せしむるも必ずしも非常の阻害を見ざるべし²⁶⁾」と廃省論を一応述べたほどであった（ただし「是れ或は急激に失すとせん」と、直ちに打ち消している）。また同盟倶楽部代議士河島醇は、普通・専門の両学務局を合併、文部省を一局編成に縮小することを求める「一省一局論」を唱えて政府案を批判したが²⁷⁾、廃省案を含む対案提出を伴う具体的批判は、ほかには現われていない²⁸⁾。批判は少なくなかったものの、行政整理に関しては文部省だけが責められたのではなかったのである。

これに対して箝口訓令問題では、文部省は批判の集中砲火を浴びねばならなかった。辻新次・伊沢修二らがそれぞれ大日本教育会および国家教育社に拠って推進していた小学校費国庫負担要求運動²⁹⁾を抑圧しようとした井上文相が、現職教員の運動参加禁止を狙って発布した箝口訓令は、「井上文部大臣の猛断は、過激に失せざるやを疑ふ³⁰⁾」「教育会の撲滅³¹⁾」、井上の「復讐的圧迫³²⁾」などと批判された。訓令に同調的であった『時事新報』は、「教育社会に於ける紛擾は遂に文部当局者をして訓令を発せしめ³³⁾」たとみていたが、

箝口訓令は「紛擾」收拾には役立たなかった。辻が軟化したこともあって国庫負担要求運動は後退の兆を示し始めたものの、12月の大日本教育会乗取事件³⁴⁾にみられるように、「教育社会に於ける紛擾」はかえって激化した。「神経大臣」と評された井上文相は、この紛擾鎮定には全く無能であった³⁵⁾。行政整理の不十分に加えてこうした失態が廃省論を呼び起こすことになったのは当然であって、93年12月の第5議会では長谷川泰による廃省論が再び提起された。長谷川は12月8日の衆議院予算委員会で次の質問を試みている。

○(長谷川泰君) 一寸私ハ質問致シマス、私ハ行政整理ノ大体ニ就イテ一場ノ質問ヲ致シマス……先ヅ第一ニ何ヲ以テ政府ハ此行政整理ノ大改革ヲスル場合ニ方ツテ各省封建ノ弊ヲ破ラレヌノデア、是ヲ第一ニ私ハ尋ネナケレバナラス、第二ニハ何ヲ以テ斯カル行政ノ大整理ヲセラル、際ニ方リマシテ、断然不用ナル一ノ省ヲ廢サナイカト云フコトデア……先ヅ第一点ニ就テ御尋ネ致シタイノハ従来各省ハ封建ノ有様デア……試ニ内務省ト文部省ト較ベマスト、ドウデゴザイマス、文部省一般デ二十五年ニ取扱ヒマシタ所ノ事務ノ件数如何ト尋ネマスト、内務省ノ県治局一局デ取扱ツタ件数ト彷彿シテ居ル、其上ニ事務ノ難易カラ云ヘバ文部省ノ方ガ易イニ相違ナイ、内務ノ点ハ輕ク置イテ、若シ文部省ノ現行官制ノ属八十名ト云フガ正当デアラナラバ、内務省ハ四倍、則チ四八、三百二十人ノ属官ト致サナケレバナラス……何ヲ以テ各省ノ事務ノ員数難易ニ依ツテ此改革ニ依ツテ断然各省封建ノ制ヲ破ラレヌノデアリマス……第二ニハ斯フ云フ際デアリマスカラ不要ナル一ノ省ヲ潰サレヌノデア、何ヲ以テ此際ニ文部省ヲ廢サヌノデアリマス、不要ナル文部省有害無益タル文部省、此文部省何ゼ行政整理ニ方ツテ廢サヌノデアリマス、明治四年ヨリ二十六年ニ至ルマデニハ殆ド三千万円近イ金ヲ使ツテ居ルガ、何ニモシテ居ラナイ、場合ニ依リマシテハ当時大臣ガ色目鏡ヲ懸ケテ、青イ目鏡ヲ懸ケテ見タカラ途方モナイ間違ツタ事ヲシテ天下ノ教育ノ發達セントシタヲ阻害シタコトガアル、実ニ碌ナコトハセス、又文部省ヲ一省トシテ判然立テ、置ク価値ハナイ、各国ノ例ニ照シテモ其ノ通りデア、何が故ニ廢サヌノデア、若シ之ヲ置イタナラバ害ガアル、教育ニ害ガアル³⁶⁾

長谷川の質問は、文部省官吏数の過剰の事実をあげて行政整理の不十分を衝くとともに、文相の偏見が教育の發達を阻害したことを指摘して廃省を主張するものであったが、井上文相はこれに答えず、長谷川が文部省は有害無益だと述べた「言葉尻を捕へ³⁷⁾」て取消しを迫った。しかし長谷川に「強ヒテ取消セト言ハル、ナラバ有害ノ事実ヲ述ベマセウ」と切りかえされ、あわてて「此コトハ事実ノ有無ヲ問フノ必要モナイ……委員ノ多数ニ訴ヘテ、而シテ取消ヲ求メタイ」と要求の方向を変えた。そして、「ソレガ出来ナケレバ私ハ政府ノ面目ヲ保ツタメニ此席ヲ退ク」と恫喝したが、鈴木万次郎代議士に「御引取ニナルナラバ、御引取ヲ願フ」と一蹴され、「満面土の如く怒氣を帯び³⁸⁾」て退席した。「政府ノ面目ヲ保ツタメ」という表面の理由はともかく、井上が取消し要求を固執した真意は定かでない³⁹⁾。しかしこの退席によって井上は、文部省有害論に正面から応酬するという厄介な問題から逃れることができ、長谷川は、「有害ノ事実」を詳細に述べて廃省論を具体的に基礎づける機会を失なった。井上は委員会退席後辞任を申し出たと伝えられたが⁴⁰⁾、「マサカニ是式これしきの事にて辞職を申出るが如きことはあるまじ⁴¹⁾」ともいわれた。むろん井

上は辞職しなかったのであるが、当時次のような辞職勧告も現われている。

井上文相が一予算委員の言論に激して辞職を申出づるや、世論は一斉に其器局の狭きを難ぜり、於是乎或は文相の為に辞職云々を虚聞なりと弁護する者あるも、小憤に冠を賭するは固と神経大臣の本色にあらずや、本色は本色として存せよ……

九州男児の本色は躬行必ず言語に伴ふとせば、請ふ辞職を決行せよ……

若し予算委員の一言は未だ以て進退を決するに足らずと云ふ者あらば、請ふ更らに大なる理由によりて辞職せよ、衆議院の上奏に言はずや、「政府の威権行はれず宰臣の信用地に墮ちたり」と、これ実に政府全部を非難する者なり、若し一省の非難に激して辞職せざる可らずとせば、政府全部の非難に対しては一刻も辞職を躊躇す可らざるの理にあらずや、文相自ら潔ふせんとせば、何ぞ理由を之に藉らざる⁴²⁾。

後世文相としての井上の評価は高く、それが誤っているとはむろんいえない。しかし彼の文相在任中にはまた別の評価もあったのである。しかし彼は文相就任直後、次のように述べて文部省が天皇制教育体制推進機関だと明白に宣言していた。この宣言が受け容れられる限り、その失政・失態にもかかわらず、文部省の地位は一定程度の安定の域に近づいていたといえる。後世の評価は、この安定度と恐らく無関係ではなかったであろうと思われる。

当局大臣の更迭ある毎に……教育主義を変ずる如きは、国家の為め甚だ不利益のことならず、殊に教育上のことに就ては優渥なる勅語も下し賜り居るに付、当局大臣たるものは、此勅語を奉戴して教育の進歩発達を期図するより他意あるものにあらず⁴³⁾

その上、自由党が准与党化しつつあったことも⁴⁴⁾、政費節減問題を廃省要求に直結する途を狭くしたと考えられる。もちろん前述の文部省有害論のような廃省論が跡を絶ったわけではない。しかしこの問題が衆議院本会議で蒸し返されようとしたとき、議長はそれを抑止した⁴⁵⁾。日清戦争が接近していた時期における文部省の位置が、そこにはおのずから現われているとは、いえないであろうか。

注

- 1) 第3議会を含む初期議会の状況については坂野潤治『明治憲法体制の確立』(1971年)を始め研究が多い。
- 2) 「自由党政務調査ノ方針」(『党報』17号, 明治25年7月25日, p. 11 ff.)
- 3) 「定期大会」(『党報』25号, 明治25年11月24日, p. 22 f.)
- 4) この二つの事件については梶山雅史「明治期における教科書の編纂・出版実態ならびに編集権威・権限の移行過程の研究(1)」(『岐阜大学教育学部研究報告』人文科学, 巻31 (1983年3月) に詳しい。
- 5) 『帝国議会衆議院議事速記録』5, p. 461. なおこの質問書および長谷川の質問演説では、不正事件以外に特別認可法律学校・小学校令・高等中学校の問題をも取り上げているが、これらについては引用を省いた。
- 6) 『帝国議会衆議院議事速記録』5, p. 462 ff.
- 7) 「長谷川泰氏と久保田次官」(『教育時論』278号, 明治26年1月5日, p. 13)
- 8) 伊能嘉矩「明治廿五年史評」五(『教育報知』355号, 明治26年2月4日, p. 5)
- 9) 『帝国議会衆議院議事速記録』5, p. 465
- 10) 同上, p. 489
- 11) 「右の質問に対する政府の答弁」(『教育報知』351号, 明治26年1月7日, p. 24)
- 12) 「長谷川泰氏と久保田次官」(『教育時論』278号, 明治26年1月5日, p. 13)

- 13) 「教科書醜聞事件顛末」(『日本』明治25年11月11日), 「教育行政論」続(『日本』明治25年11月21日)
- 14) これらの事件については上河一之「熊本における教育と宗教との衝突」1~3(『近代熊本』17~19号, 1975年9月, 76年11月, 77年12月)に詳しい。
- 15) 教育勅語謄本配布の様子や勅語内容に対する一般の理解の仕方からみて, 発布当初, 国民の間で教育勅語に特別の権威が認められていなかったことについては, 籠谷次郎が克明に論証している(「日本近代における『教育勅語』観の諸相と変遷」, 『日本史研究』243号, 1982年11月)。明治維新以後多数の勅語や詔書が出されており, それらに比して教育勅語がとくに重い権威をもつものと意識されなかったとしても, 決してふしぎではない。
- 16) 長谷川がこの演説で, 自由党ととくに対立していた山県の英断に期待するような言い方をしているのは, ことばどおり, 山県が法相として裁判官の「綱紀肅正」を断行した実績を評価した結果なのか, それとも前稿で取り上げた1886年の文部省廃止案の提案者が山県であったことを或る程度知っていたためであるのか, 現在のところではどちらとも断定できない。
- 17) 勝浦鞆雄「教育の独立」(『国光』巻5, 1号, 明治25年10月25日, p. 51 f.)
- 18) 海江田「建言書」が勝浦の目にふれていた可能性は少ないと思われるので, この一致は偶然の結果であろう。
- 19) 中央・地方教育議会構想については, 佐藤秀夫「高等教育会および地方教育会」(海後宗臣編『井上毅の教育政策』1968年), 平原春好「教権独立論」(同氏『日本教育行政研究序説』1970年) 神田修「国家教育行政の成立と展開」(国立教育研究所編『日本近代教育百年史』1, 1974年)に詳しい。
- 20) 「教育者の文部省に対する感情」(『時事新報』明治26年10月7日)
- 21) 「文部省果して廃すべきか」(『教育時論』272号, 明治25年11月5日, p. 5 ff.)
- 22) 『教育時論』288号(明治26年4月15日) p. 15 ff. 同, 289号(明治26年4月25日) p. 11ff. 同, 290号(明治26年5月5日) p. 11 ff.
- 23) 岩下方平「教育の方針」(『国光』巻5, 12号, 明治26年4月10日, p. 23)
- 24) 「文部省」(『女学雑誌』336号, 明治26年1月14日, p. 1538)
- 25) 『日本』は官制改革案の発表に先立って「旧制に比して更革する所甚だ少なき由」(「文部省の新官制に就て」, 『日本』明治26年9月3日)と批判していた。
- 26) 「行政整理の結果」(『東京日日新聞』明治26年11月1日)
- 27) 「文部に対する一省一局論」(『教育時論』311号, 明治26年12月5日, p. 31)
- 28) 第6議会前に自由党で検討された官制改革案には警視庁廃止は含まれているが文部省廃止は問題になっていない(「自由党の官制意見」, 『東京朝日新聞』明治26年11月22日)
- 29) この運動については上沼八郎『伊沢修二』(1962年)に詳しい。
- 30) 「大日本教育会は果して政社歟」(『読売新聞』明治26年11月1日, 附録)
- 31) 「文部大臣の訓令」(『日本』明治26年10月29日)
- 32) 「教育界の近事」(『党報』48号, 明治26年11月19日, p. 35)
- 33) 「教育会の種類」(『時事新報』明治26年11月4日)
- 34) 「大日本教育会臨時総集会」(『教育時論』312号, 明治26年12月15日, p. 31 f.)
- 35) 紛擾は井上が文相を辞職する直前の94年7月までつづいたが, 井上の退陣と日清戦争開始とを機によりやく終息した。
- 36) 『第五回帝国議会衆議院委員会議録』p. 6
- 37) 「予算委員総会」(『国民新聞』明治26年12月9日)
- 38) 「予算委員総会」(『読売新聞』明治26年12月9日)
- 39) 長谷川が指摘したところの, 文相の偏見による「途方モナイ間違ツタ事」が箝口訓令を指すか否かは明らかでない。しかしこの問題で世論の攻撃を浴びていた「神経過敏」(「文相の赫怒」, 『東京朝日新聞』明治26年12月9日)な井上が, そのように解した可能性は大きい。
- 40) 「井上文相の辞職」(『東京朝日新聞』明治26年12月9日)。他の各紙にも同様な報道がある。
- 41) 「井上文部大臣辞職の噂に就て」(『時事新報』明治26年12月9日)
- 42) 「井上文相に勸む」(社説)(『読売新聞』明治26年12月11日)
- 43) 「文部の改革談」(『教育時論』286号, 明治26年3月25日)
- 44) 那須宏「初期議会と民党」(『岐阜経済大学論集』巻4, 1号, 1970年11月)

45) 『帝国議会衆議院議事速記録』7, p. 219

II

日清戦争期には、いわゆる「軍国多事」の中で廃省論は一応逼塞の形になる。教育勅語の権威はこのころまでに相当程度国民の間に滲透しており、天皇制教育体制とその推進機関であることを認められた文部省とにとって、一種の安定期が訪れたとあってよいであろう。小股憲明がすでに明らかにしているように、教育勅語を「文部省攻撃の恰好の材料として利用⁴⁾」することがこの時期以後多くなっているという事実は、このことを傍証するものであろう。また恐らく最初と思われる「御真影」の犠牲者が現われたのも、日清開戦直後の94年8月のことであった。洪水の被害から天皇の写真を守ろうとして死亡した秋田県三栗谷町長のケースがそれである⁵⁾。犠牲者が教育関係者でなかったためであろうか、このケースは従来見落されてきたのであるが⁶⁾、天皇の写真は学校内に「奉置」せよという文部省の訓令（明治24年文部省訓令4号）にもかかわらず、教育勅語謄本や天皇の写真が校外（町村役場など）に保管されることの多かったこの時期には、教師以外の人とその犠牲になることは十分あり得た。もちろんそれは、彼らが謄本や写真を命を賭しても守るべきものという観念の虜になっていたからではあるが、とにかくそれらが人びとを死に追いやる程の魔力をもつ存在に化していたということは、換言すれば教育勅語の権威や写真の神聖性が人びとの中に内面化されていたということにほかならない。この時期の文部省の安定は、こうした事実の上に成り立ち得たものであった。廃省論が再び現われ文部省がまたさまざまな批判を浴びるようになるのは、日清戦後、それも96年後半以後のことである。

日清戦直後の教育界では、西園寺公望文相の「文明的道德論」（いわゆる「世界主義」）の提唱⁴⁾や、さまざまな戦後教育経営論が盛んであったが⁵⁾、実はその間に、これまで一応の安定を得ていた天皇制教育体制の足もとを掘り崩すような事態が徐々に進行していた。恐らくこのことが漠然と意識されていたためであろうか、西園寺の文明的道德論の提唱は天皇制教育理念の変更を意味するのではないかという疑問も生まれ、この疑問を前提にしての批判もあった。西園寺はこれに対して、「世界主義」という語を用いたことはないと弁明し⁶⁾、伊藤博文首相も次のように述べて右の疑問をきっぱりと否定した。

政府は決して教育主義を変更せず、今日の教育主義は畏くも明治二十三年に賜はりたる勅語を精神とし骨髄とせり、何が故に軽々しく之を変ぜんや

文部大臣の世界主義といふは定めし誤聞ならん、万一文部大臣果して左る演説を為さん乎、政府は決して之を賛成せず……

政府は決して教育主義を変せざるなり、国家教育の方針を動揺せざるなり⁷⁾

西園寺のいうとおり彼は世界主義という語を使用しておらず、それが誤聞であることは伊藤のいうごとくである。しかしそれゆえに伊藤のこの言明を全面的に信用してよいか否か、とくに西園寺が在来の「教育主義」の「骨髄」をそのまま維持しようとしていたのか、より正確に言えば維持できると考えていたのかどうかは、恐らく軽々しく断定することが困難な問題であろう。伊藤が「教育主義に変更はない」と断言した95年8月時点では、あ

るいは伊藤のいうとおりであったにしても、やがてこの「骨髄」への疑念表明が、主として教育勅語に基づく徳育の在り方を問うという形で、次々になされるようになるのである。しかも疑念の持ち主が支配層内部あるいは天皇制教育体制の担い手の中から現われたという事実は、この体制をいわば足もとから掘り崩す意味をもつものであった。

右の伊藤談話のちょうど1年後の96年8月、文部省普通学務局長木場貞長が東京茗溪会で行なった次の講演は、修身教授法批判という形で試みられた「骨髄」への疑念表明の一例であった。

例之へハ修身ノ如キデアル是等モ形式ニ流ルトノソシリハ到底免ル、コトヲ得サルベシト思ハル……又忠トカ孝トカ云フテ古来ヨリ伝ハリタル修身話ニハ力ヲ入レテ学ンテ講義スルニ拘ラス国憲ヲ重シ、国法ニ遵フト云フコトノ如キハ、殆ド棄テテ顧ミナイ有様ニテ之ヲ講義スル者ハ実ニ寥寥タリ……蓋シ憲法国ニ於テ最モ必要ナルハ何かト云フニ、法律ヲ重ズル事デアル……一天万乗ノ君モ妄ニ法律ヲ動カス事ノ出来ナイノガ立憲国ノ特色デアル、然ルニ今日ノ教育實際ノ有様ハ此点ニ対シ少シモ重キヲ置イテ無イ……又教育勅語ノ中ニハ文明的進歩的ノ御趣意ガアル即チ学ヲ修メ業ヲ習ヒ以下公益ヲ広メ世務ヲ開キトイフ一段ノ如キ世ノ教育家ガ力ヲ竭スコト最モ少ナイ……国家ガ益々進歩シテ、外国ト衡ヲ争ヒ、世界ノ一等国トナラウト云フニハ、忠孝ト云フ事ダケデハ往ケナイト思ヒマス。尤是等進歩的ノ觀念ニ就テハ、学校講義材料ヲ得ルコトガ容易ナラヌユエ古来ヨリ伝来スル五倫五常等ノ話ニ比シ力ヲ竭ス事乏シイノカモ知ラヌカ、日本モ旧天地ノ時ニハ忠孝ノ事ニ重キヲ置ケバ其レデ宜シカツタガ、此後ノ国家ハ国民ノ發達ニモ併セテ重キヲ置カナケレバナラヌ⁸⁾

教育方法批判の枠を踏み外さぬ慎重な配慮をしながら木場がここで述べているのは、教育勅語の立憲主義的とも呼ぶべき新解釈、あるいはその「文明的進歩的」読みかえである。文部官僚として上司西園寺の文明的道徳論に迎合する意図が皆無だったとはいえぬにしても、「旧天地」の産物である教育勅語はそのままでは「此後ノ国家」には適合しないという、教育勅語の時代不適合性の認識が、そこにあったものと思われる。

これに対して、教育勅語をとくに引き合いに出すことなしに徳育の方向転換の必要を力説したのは、同じく東京茗溪会でなされた大鳥圭介の講演である。木場講演の3か月後になされたこの講演で大鳥は、徳育は国民の資性の「過ギタルヲ制シ其不及ヲ助クル」ものでなければならないとして、次のように述べる。

家庭及小学校教育ノ時ニ当リ其薰陶涵養最大切ニテ懇々順序ヲ逐ヒ温良寛厚ノ気ヲ修メ勉メテ激烈峻酷ノ訓導ヲ避クヘシ故ニ古今ノ事跡話スルモ復仇、健闘、仁俠等ノ殺伐ノ事ハ先ツ之ヲ除キ其嬌柔鋭敏ナル脳裏ニ過劇ノ震動ヲ与ヘズ耐忍不撓、艱難辛苦、大業成就ノ例ヲ引証シ幼童ノ心裏ニ遠大事業ノ種子ヲ種植シテ大器晩成ノ道ヲ闢クベシ

日本モ戦勝後東洋ノ強国ナリト賛称サレ東西強邦ト駢馳角逐ノ舞台ニ登リタレハ内ヲ整ヘ外ヲ図リ柔ヲ示シ剛ヲ持スル警策必要トナレリ……此千百未曾有之盛運ニ際シ沈勇剛胆ノ大英材輩出セサレハ此大局ニ当リ緩急寛猛事ヲ処スル事難カルベシ是レ今日日本ノ為メ東洋ノ為メ幼年ノ浹洽育成ヲ奨励シテ将来ノ安寧旺盛ヲ翹望スル所以ナリ⁹⁾

大鳥の主張には20世紀初頭の帝国主義教育論¹⁰⁾に一脈通じるものがあるが、西園寺も96

年3月の東京高師卒業式に送った式辞において「国民の氣象は宜しく活潑爽快なるべし、慷慨悲壯なるべからず……然るに世間往々衰世逆境の人を模範として、今日の青年子弟に憑式せしめんと欲するものあり、是害を他日に遺すものにして、国家今日の隆盛に背馳するものと謂はざるを得ず¹¹⁾」と述べた。「外国ト衡ヲ争フ」(木場)、「東西ノ強邦ト駢馳角逐」(大鳥)、「国家今日の隆盛」(西園寺)とそれぞれ述べているように、この三者には日清戦後のわが国の国際的地位についてほぼ共通の認識があり、その地位にふさわしい国民の育成のためには従来の「教育主義の骨髓」を固執することは不適當だとしたのである。いずれも公に語られたものだけに表現は婉曲ではあるが、教育勅語をそのまま指導理念としてつづけることに対して、強い疑念が表明されたのであった。もちろんわが国の現状についての彼らの認識は、それ自体としては当時目新しいものではなかった。支配層・民衆を問わず、かなり普遍化しており、いわばありふれたものであったとさえみられる。ただそれを、こんごの国民育成の在り方と結合したところに叙上の疑念が生まれたのであり、出発点となる現状認識がありふれたものであればあるほど、この疑念もまた普遍化する可能性があった。西園寺たちの主張が「德育論の一変調」ととらえられ、「我教育の方針は、次第に此処に向けざるべからず¹²⁾」という共感をもって迎えられるような状況も、事実生まれていたのである。

しかしながら、帝国主義教育論に通じるものをもつこれらの主張は、在来の「教育主義の骨髓」に強い疑念をさしはさむものであったにしても、発想の起点を天皇や国家から民衆や人間に置きかえようとするものではなかった。木場が「国民ノ発達ニモ」留意せよといい(圏点引用者)、大鳥が「日本ノ為メ」と述べ、西園寺が「国家今日の隆盛」を語ったのは、単に表現の婉曲を求めた結果だとは考え難い。彼らが目ざしたのは、旧理念の廃棄や根本的変革ではなく、その部分改造ないし再編だったといえる。またこれらの講演や挨拶がいずれも「教育の総本山」東京高師でなされたのが単なる偶然ではなかったとすれば、彼らが直接国民に呼びかけ、いわば国民に依拠してこの改造を試みようとしたのではなかったと見ることができる(もちろん間接に国民に伝わることは予想していたであろうが)。要するに教育勅語への疑念は、天皇制教育体制の上からの再編の提唱を含意する形で表明せられたのであった。

この再編提唱に一步を進めようとしたのが、98年1月再度文相に就任した西園寺の手で推進された新勅語発布計画である。結局実現はしなかったもののこの計画の存在については、竹越与三郎が書いた西園寺伝の記事によって従来から知られていた¹³⁾。竹越は当時文相秘書官を勤めた西園寺側近であり、その記述は信頼性が高いと思われるが、他にこの計画の存在を傍証するものはなかった。ところが『伊藤博文関係文書』所収の無題文書¹⁴⁾(「学士会院等改正計画案」と仮称する)によると、新勅語計画ないし教育方針改定計画が当時策定されようとしていたことが判明する。西園寺から伊藤に宛てたこの「改正計画案」には年記がないが、改正事項として列挙している学士会院改正等12項がすべて文部省関係のみなので、西園寺の文相在任中のものと推測できる。西園寺は94年10月～96年9月、98年1月～4月、1906年1月～3月(首相兼任)のつごう3回文相に就任しているが、第1回文相在位時には成立していなかった高等教育会議、第3回在任時にはすでに文

部省所管になっていた宗教学校の文部移管が、それぞれ改正項目としてあげられており、結局この「計画案」は第2回在任時、つまり98年1～4月のものと考えられる。その上、改正項目に含まれる地方視学制度改革は第2回辞任直後の98年5月に実施されており¹⁵⁾、同じく公立学校教員の官吏化も、西園寺が後援し竹越が主筆だった雑誌『世界之日本』の記事によって第2回在任中に成案が作られていたことが知られる¹⁶⁾。この「計画案」の成立が98年1～4月であることは確実であろう。ところが12項の改正項目中に「倫理学の方針」が含まれている。文字どおり「倫理学」そのものを「改正」することはあり得ないことなので、改正対象は「倫理の方針」ないし「徳育の方針」と解するべきであろう。『世界之日本』は諸改正案について「已に総理の黙諾を得たる者少なからずと雖も、是れ今日に於て公にすべきにあらず¹⁶⁾」と述べたが、他のルートで公表されなかった改正案のうち教員官吏化等については紹介しているので、同誌が「公にすべからず」とした改正案に「徳育の方針」改定ないし新勅語計画が含まれていた公算は大きい。

この新勅語発布計画が実現しなかった理由を、竹越は西園寺の病気辞職に求めている¹³⁾。西園寺が当時病気がちであったことは事実であるが、他に何らかの事情があったか否かは確かめ難い。確かなのは、「骨髓」改造による体制再編が成らなかった結果、「骨髓」への疑念がいよいよひろがったことであろう。98年後半のことであるが井上哲次郎は「隠然教育勅語の旨意に反対するもの¹⁷⁾」があることを指摘しており、また井上の指摘には洩れたが、教育勅語は「大綱のみにして細項にあらず、形式にして内容にあらず。又之を以て天下の道德論を一定不変たらしめたるにあらざるべし¹⁸⁾」と「徳育の方針」に新しい内容を盛り込むべしとする要求も現われた。再編に失敗した体制は当然婉曲批判や疑念にさらされ、動揺を深めねばならなかったのである。

動揺の深まる中で天皇制教育体制推進機関としての文部省への批判やそれに伴う廃省論も相次いで現われるが、96～97年段階の廃省論には、その表現に即する限り感情的廃省論あるいは消極的廃省論とも呼べぶきものが多い。その典型は96年末の『太陽』の廃省論であろう。

今や文部省は其の勢力微々として振はず、加ふるにその為す所の事、往々世の教育家の悦ぶ所とならざるあり、一国行政の機関たるべき、性能を具備したりとは云ひかたきものあるを見て、或る人士の間には、亦もや文部省存廢の論あるものゝ如し、吾等是一国行政の組織の上より見て、文部省なる教育行政機関の、必らずや一個独立の官衙として存在せざるべからざるものなることを認む、然れども、近時の文部省の如く、各省間にありては其権力毫も伸ぶる所なく、民間に向ひては、幾んど全くその効用を認めしむることを得ず、適々一事を為し、一物を施せば、反て教育社会の冷笑を買ふ（『スケッチ・ブック』を教科書とするを排したる）が如き状態ならんには、吾等と雖も、頗るこれを難有く思ふこと能はず、寧ろ其の有るを厭ふて、無きを悦ぶの情あるに至らざるを得ず、感情既に之を厭ふ、理に於てはその存在の必要を認むるものと雖、或は遂に感情に制せられて、廢止論を是認するに至らんも知るべからず、文部当局は何ぞ反省猛察して、以てその振作を謀らざる¹⁹⁾

天皇制教育体制推進機関としての文部省の必要を認めながら、体制の危機と呼んでよい

状況の中での文部省の無能，不人気，失態が，一種のもどかしさを惹き起こしていることがうかがわれる。単なる廃止論ではなく文部当局の「反省猛察」を求めているのであるが，同じ状況からは，次のような文部省見限り論も提起されるに至っている。

日本新聞，切りに教育社会が新文部大臣の任撰に対し，毫も痛痒相関せざる如き意気地なさを語る。意気地なきにあらず，実は文部省を見限りたるなり

文部省を見限りたりといふは，甚だ不遜の言たるに似たり。然れども，世人が文部省に依頼することの甚だ薄弱なるは到底誣ふべからざるの事実なり

文部省は，我国教育行政の府なり，吾等は平生此行政機関の活潑に運転せんことを希ひ，常に同情を表し，其同情より時に苦言を呈することあり。然るに文部省は，恰も之を以て冷眼以て攻撃の鋒を向くと為し益々洞が峠に籠城せんとす。文部の宏量ならざる惜むに堪ゆべけんや²⁰⁾

ここでは文部省の狭量が問題にされているが，もどかしさの原因であるその無能については，97年に入ると，それが何についての無能であるかが論じられ，問題が結局のところ体制の動揺，「教育主義の骨髄」と「わが国の現状」との乖離にあることが示唆されることもある。次の『国民新聞』社説がその例である。

今日教育界の現状を察するに頗る嘆息すべきものあり。……誠に今日の高等小学生又は中学生に就て，之を点検せよ。……その言行に就て之を察すれば，彼等の多くは，箱庭的日本の人民たるには適すれども，世界的に膨張する大日本の人民たるには，余りに緘小なり，余りに脆弱なり……

然れども是れ決して学生の罪にあらず，吾人は寧ろ文部省の罪なりと認むるなり……

今や陸海軍は，膨脹的方針により拡張せられつゝあり，経済は世界的に膨脹しつゝあり，外交は，世界的舞台に仲間入しつゝあるに際し，独り，教育のみ依然たる小日本の教育たるは，不釣合の至りと謂はざる可らず。各省の宿弊は一步一步改良に近きつゝあるに際し，独り文部省のみ依然として混濁の中に在るは，亦是れ不都合の至りにあらずや。吾人は政府が，速に文部省に向て，大革新を加へんことを勧告するものなり²¹⁾

この場合は文部省の「大革新」が勧告されるにとどまり廃省が主張されているのではない。引用を省いたが「大革新」の内容としても，差し当り文相更迭がいられているにすぎない。しかし軍事，経済，外交の方針転換ないし新方針採用に照応するような教育方針の転換が求められていることは，全体の文脈から容易に察せられるし，上述の西園寺や大島の主張との類似も認められよう。このように「教育主義」と現状との乖離が「無能」とかかわるとすれば，無能のみを取り上げて文部者を批判するのは批判として不十分ということにもなる。しかし実際には文部省ないし文相の無能が問題視されざるを得ない状況が当時別に存在した。従って文部省の「無力無能」を理由とする，次の如き廃省論も当然現われることになる。

今の文部省の，帝国教育の任に副はざることは，教育社会，政治社会の輿論にして，吾等も亦時としては，痛論する所なり，然り今の文部省の如く，無力無能のものたらんには，之を特設するの要を見ずとは，吾等の有する宿論なり²²⁾

文面に明らかなように，『教育時論』誌のこの廃省論は「無力無能のものたらんには」

という条件付きの廃省論であって、無条件に廃省を主張しているのではない。そして論鋒を転じて現任文相は「文部省内の大波瀾」の中で「教育を料理すべき大才幹と、知識とを欠く」と指摘して、文相更迭を求めている。上引二篇の論説は文相——具体的には第2次松方内閣の蜂須賀茂韶文相の更迭を要求する点では一致しているが、『国民新聞』が「教育主義」を「世界的に膨張する大日本」にふさわしいものに転換し得ない文部省の無能を問題にしたのに対し、『教育時論』は一般的な「教育の料理」のほかに「文部省内の大波瀾」に対処する「才幹」の欠如を批判したものである。

ところで文相の鼎の軽重が問われた「大波瀾」とは、97年4～5月にかけて教育界に大紛擾をもたらした都築馨六文部次官就任問題を指す。紛擾の経過やその教育史的立場づけについてはすでに米田俊彦が述べているので詳説は避けるが²³⁾、都築の次官就任をめぐる紛擾の中で上引のほかにも廃省論が提起されているのでそれとの関連で事件の概要にふれておきたい。ただしこの事件の報道はたいがい賛否いずれかの立場からのものなので真相には不明の部分も残るが、一応賛成側、反対側の報道を掲げておく。いずれも紛争が極点に達した5月上旬のものである。

次官後任に関する文部省紛擾の声何ぞ夫れ久しきや……教育の事専門に属す、固より巷間一種の政客を駆て其職に充つるは事情許さざるべしと雖も、都築氏に対する反対の如き実に浅猿しき限りなるが如し、其反抗の中心は大学教授にして自家の後進寧ろ門下生たるの觀ある都築氏をば次官としての指揮者に仰ぐは腑甲斐なしといふに帰し、特に都築氏が教育事務に経験なきを喋々し……山県の幕下にして井上の女婿たるは、偶々長派の勢力を増長するものなりといふが如き、理由を附会したるものに過ぎざるも其裏面の情勢を察すれば、大学以下文部直轄学校に於ける或老株が、此一次官を横領せんとする野心遠謀の衝突に外ならざるなり、吾人は単に此一事件を以て現内閣の軽重を権るものにあらざるも、政府威信の失墜此の如きを見て今更文相の為に又学政の為に其優柔不断を悲しむなり²⁴⁾

都築賛成派のこの記事中、大学教授の反対原因としてあげている点は『時事新報』社説を承けたもの²⁵⁾、次官の椅子を狙った「老株」としては文部省OBの九鬼隆一・江木千之だという報道もあった²⁶⁾。

荏苒月余に亘りて今に決定せざるものは文部次官の就任説なり……候補者無きにあらず蜂須賀大臣は凶書頭都築馨六氏を指定して既に内閣の議決を経たりとさへ伝へらるゝに拘らず朝野教育家は之に不満を抱き教育に無経験なる都築氏を任用するは是れ即ち教育の神聖を害するものなりとて論難攻撃甚しく内に大学総長始め各官立学校長相聯合して反対運動を試み民間教育家も一致して都築氏の次官には反対を唱ふるものゝ如し、茲に於てか……蜂須賀侯挂冠の意ありなど伝ふるに至り文部昨今の形勢は紛擾日に極まる、機を見るに敏なる三田翁は、文部省当局者の地位変動すべしと聞くや例の自家勢力拡張主義を持ち始めたり……諸新聞の報ずる所、概ね一樣蜂侯の大臣の器にあらず馨六氏の次官不適任を言はざるなし、以て世論の文部省に対する一斑を知るに足らんか²⁷⁾。

紛争激化の中で廃省論が現われるわけであるが、その一つは都築次官反対の急先鋒だった『読売新聞』のものである。

現内閣は竟に文部省を如何にせんと欲するか……有りとは有らゆる学事の荒廢学務の渋滞総て皆依然たり……徒に無能の大臣を載て無用の一省を有するも將た国家に何の利益あらんや寧ろ文部省の廢止を断行し其専門普通の二学務局を内務省に合併するの優れるに若かざるなり

熟ら教育事業の現状を察するに……商船学校の如きは通信省の管理に属し工業学校商業学校農学校等も専門教育擴張の必要より寧ろ之を農商務省の管理に属せしむるこそ妥当なるべく且つ帝国大学の如きも之を独立せしむるの得策なるを知る……此時に於ては文部省の管理する所は旧高等学校中学校小学校のみに止まることゝならん余輩は之が為に文部省を設置するの必要あるを見ざるなり……普通教育に関することは内務省の管理に属せしむるを寧ろ便利なりとす

余輩は我国の普通教育にも将来必ず教授の自由なかるべからざるを信ず則ち高等教育會議に於て道德憲法及法律に違反するものなりと認めて禁じたるものゝ外如何なる指導法如何なる課程如何なる書籍を用ゆるも全く其管理者の自由に一任するものにして仏国及其他歐洲の文明国に於て見る所余輩は我国にも此施設を適用するに至らば益々文部省なる一省を保存するの必要を見ざるなり²⁸⁾

『読売新聞』は4月22日以降、月末まで、蜂須賀文政批判のキャンペーンを張っており、廢省論は文政批判と無関係ではないものの、専門(実業)教育のタテ割り論と教授の自由論を基礎に、学務局の内務省移管を主張する形になっている。このうち教授の自由の実現は「将来」の課題とされているが、タテ割り問題、すなわち実業学校・専門学校の各省移管については、「文部事業分割案即ち文部省直轄専門学校中の重なるものを割きて各部専門の官省に専属せしむるの議案は竟に法制局に廻付せられたり²⁹⁾」という報道もあり、縮小主義を採る文部省はこれに反対しないだろうとも伝えられた³⁰⁾。これらの報道の真偽は確かめ難いが、学校独立論を基礎にした河島醇の廢省論も提起されている。その要点は、学務局の内務省移管、他の学務の地方自治一任、直轄学校を独立させその教官は「司法官の如く特殊の法律を以て之を支配し以て独立の実を挙げしめ」る、の三点に尽きるが、その結果経費が節減される上に、「世人が彼是れと心配する大臣又は次官の人選も不必要となる利点があるという³¹⁾。紛争に觸発された廢省論であることは明らかで、教育行政事務の内務省移管主張は『読売』と共通している。直轄学校独立論は教官の身分保証問題以外内容が不明確な点を含むが、学校法人化に近い主張とみてよいであろう。

このほか両者に共通するのは、教育行政権の文部省集中の欠陥が、都築就任をめぐる紛争によって暴露されたとしていることである。『読売』が「有りとは有らゆる学事の荒廢」と述べ、河島が「世人の心配」という教育行政全般の麻痺は、確かに教育行政権集中の結果生じた混乱にほかならず、このような混乱発生の基本要因を除去しようとする意図を、両者は共通にもっていたと考えてよいであろう。しかしながら文部省廢止は一面からいうと天皇制教育体制推進機関の解体を意味する。そのような機関は不用と考えていたのか、あるいは何らかの代替機関を構想していたのかは、必ずしも明確でない。『読売』社説が依拠した教授の自由論や河島の学校独立論からは不用説が帰結されるかと思われるが、内務省学務局あるいは内務省自体が代替機関たり得る可能性も残る³²⁾。『読売』も河島も明

言していないことであるから推測を重ねることは避けねばならないが、或は叙上の問題を考慮に入れない廃省論であったかもしれない。いずれにしても天皇制教育体制の動揺が進んでいる中で、試行錯誤的な提案であったことは確かであろう。

97年の廃省論が以上のように文部省紛争を引き金にするものだったのとは異なり、98年には文部省の失政・不正・無能など特別の契機なしに廃省論が提起された。その一つが『日本』2月14日社説、今一つが序でふれた憲政党の廃省論である。『日本』社説は、行政上干渉（国家）主義と自由（放任）主義とがあるということから説き起こし、「無頼の輩が毎に政事家と自称」して政権を取るときは、「放任主義を唱へて行政庁の縮小を図る」必要があり、文部・農商務・逓信の各省は「固より全廃して各之を内務の一局と為すも可なり」と結論している³³⁾。一般論としていわば廃省の条件を説いた形になっているが、当時の第3次伊藤内閣を「無頼の輩」が政権を取るものと見ていたがゆえに、この時点でこうした主張をしたのであろう。もちろん先述のように西園寺文相が新勅語計画を進めていたことを夢想だもせずの主張であることはいうまでもない。

憲政党の廃省案も同党行政整理案の一部として提起されたものであるが、政権党の提案であるだけに実現可能性のあるものとして一時小論争の対象にもなった³⁴⁾。自由・進歩両党が合併・成立した憲政党は、立党後約1週間の6月末政権の座についたが、政策的準備不十分のため、内閣と党にそれぞれ政務調査会および行政整理調査委員会³⁵⁾を設置して平行的に政策立案に当たった。廃省案は7月末同党行政調査委員会の立案にかかる。最終的には廃案になったためその内容の詳細は明らかでないが、内閣学政局の設置、高等教育会議の拡充、地方への権限移譲を骨子とするものだったと伝えられる³⁶⁾。『憲政党党報』は「当局者の更迭頻繁なると其の人を得ざるとは文部省をして一個の無用省たるの觀あらしめ」³⁷⁾、と述べているが、これを理由にしたとすれば政権党の発言としては無責任であり、廃省理由は明らかではない。廃案に至る審議経過も不明の点が多く新聞報道に頼らざるを得ないが、それによると、7月末の時点で廃省案は総務委員に提出されたと伝えられたが³⁸⁾、総務委員から大隈首相まで届いたという報道もあった³⁹⁾。しかし8月に入ると板垣がこれに反対しているとか⁴⁰⁾、総務委員にも反対意見がある⁴¹⁾、政府政務調査会も反対⁴²⁾などとも報じられた。一方政務調査会は議題として取り上げなかったともいわれたが⁴³⁾、結局8月上旬、廃案になったようである。文部省のほかに司法省も廃止対象にあげられたが⁴⁴⁾、同じく廃案となっている。旧自由党系・旧進歩党系の間での党内紛争も激化しており、総選挙（8月10日）をひかえてのあわただしさもあってすべての大改革は見送られ、問題は竜頭蛇尾に終わったのであった。当事者の尾崎行雄文相や柏田盛文次官が反対であったことも⁴⁵⁾、相当の影響があったかもしれない。

以上概観してきたとおり、たびたびの廃省論に遭遇しながら文部省は19世紀末の天皇制教育体制動揺期を、いわば曲りなりに生き延びた。廃省論が提起した問題を当時の文部省がまともに受けとめたい形跡はなかったが、そのことがまた次々に新しい廃省論を呼び起こすことになったように思われる。廃省論の少なくとも相当部分が試行錯誤的提案の性格の強いものであったことは争えないにしても、もしそうであればある程そこから学ぶべきものは多かったのではないであろうか。（完）

注

- 1) 小股憲明「天皇制立憲体制下の公認国民像」(『京都大学教育学部紀要』23号, 1977年3月)
- 2) 「死して御真影を擁護す」(『教育時論』339号, 明治27年9月25日, p. 28)
- 3) 岩本努「初期御真影殉職事件とその反響」(『日本教育史研究』3号, 1984年5月)は, 表題のとおり初期の犠牲者について丹念に調査しているがこのケースは逸している。
- 4) 「師範学校長会議の終了」(『教育時論』364号, 明治28年5月25日, p. 26)
- 5) 海原徹「日清戦争と教育」(京大『人文学報』30号, 1970年3月)
- 6) 「西園寺文部の教育説」(『教育時論』365号, 明治28年6月25日, p. 24)
- 7) 「伊藤伯の学政観」(『太陽』巻1, 8号, 明治28年8月5日, p. 1422 f.)
- 8) 木場貞長「東京茗溪会第十回総集會ノ席上ニ於テ」(『東京茗溪会雑誌』164号, 明治29年9月, p. 1 ff.)
- 9) 大鳥圭介「徳育鄙見」(同上, 167号, 明治29年12月, p. 1 ff.)
- 10) 浮田和民「帝国主義の教育」(『教育公報』249号, 明治34年7月, p. 1 ff.)
- 11) 「西園寺文相の国民氣象論」(『太陽』巻2, 11号, 明治29年5月20日, p. 2621 f.)
- 12) 「徳育論の一変調」(『教育時論』421号, 明治29年12月25日, p. 14)
- 13) 竹越与三郎『陶庵公』(昭和5年2月) p. 162 f. なお渡辺幾治郎『教育勅語渙発の由来』(昭和10年10月, p. 186 f.)にも引用されている。
- 14) 『伊藤博文関係文書』4, p. 78
- 15) 『明治以降教育制度発達史』4, p. 1031
- 16) 「文部大臣更迭」(『世界之日本』28号, 明治31年6月, p. 96)
- 17) 井上哲次郎「教育雜感」(『教育時論』485号, 明治31年10月5日, p. 6)
- 18) 久津見蔵村「国民的感情と国家教育」(『教育時論』471号, 明治31年5月15日, p. 4)
- 19) 「文部省の存廢」(『太陽』巻2, 25号, 明治29年12月20日)
- 20) 「時事寓感」(『教育時論』415号, 明治29年10月25日, p. 6 f.)
- 21) 「文部省の改革」(『国民新聞』明治30年4月15日)
- 22) 「学政の大経綸を如何」(『教育時論』433号, 明治30年4月25日, p. 5)
- 23) 米田俊彦『中等社会』育成をめぐる相剋(『日本の教育史学』28号, 1985年10月)
- 24) 「文部省の紛擾」(『大日本』8号, 明治30年5月, p. 6)
- 25) 「大学の始末」(『時事新報』明治30年4月28日)
- 26) 「文部省内の波瀾」(『日本』明治30年4月7日)
- 27) 「文部省問題」(『日本』附録週報, 明治30年5月3日)
- 28) 「寧ろ文部省を廢すべし」(『読売新聞』明治30年5月16日)
- 29) 「文部省事業分割案」(『東京朝日新聞』明治30年5月23日)
- 30) 「官立学校の分配」(『日本』明治30年5月19日)
- 31) 「文部省問題」(『日本』附録週報, 明治30年5月3日)
- 32) 既存の内務省社務局のケースを考えると, 移管された学務局が天皇制教育体制推進機関たることは十分あり得たと思われる。
- 33) 「行政機関の伸縮」(『日本』明治31年2月14日)
- 34) 廢省反対を主張した『万朝報』と, それをたしなめた『日本』との間で小論争が見られたが, 本稿とは関係がないので割愛する。「文部省の存廢」(『万朝報』明治31年8月4日), 『日本』附録週報(明治31年8月8日), 「日本記者に与ふ」(『万朝報』明治31年8月9日)が関係論説である。
- 35) 『東京日日新聞』明治31年7月30日。委員は島田三郎, 鈴木昌司, 長谷場純孝, 田口卯吉, 重岡薫五郎の5名である(『東京朝日新聞』明治31年7月29日)
- 36) 「文部省廢止案」(『毎日新聞』明治31年8月3日)
- 37) 円城寺清「各国教育費比較」(『憲政党党報』4号, 明治31年9月20日, p. 19)
- 38) 「憲政党委員の改革意見」(『東京朝日新聞』明治31年7月29日)
- 39) 「政府の改革案と憲政党の改革案」(『毎日新聞』明治31年7月30日)
- 40) 「行政改革案と内閣員」(『東京朝日新聞』明治31年8月2日)
- 41) 「行政改革案の成行」(『東京日日新聞』明治31年8月2日)
- 42) 「政務調査會」(『東京日日新聞』明治31年8月7日)

- 43) 「政務調査の進行如何」(『日本』明治31年8月4日)
- 44) 「政務調査会」(『東京日日新聞』明治31年7月20日)
- 45) 「文部省存廢論一束」(『教育時論』480号, 明治31年8月15日, p.18)